

# 平成30年度税制改正の大綱の概要

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

## 〔個人所得課税〕

- 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
  - ・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。
- 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し
  - ・給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
  - ・公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
  - ・基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

## 〔資産課税〕

- 事業承継税制の拡充
  - ・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営

環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

- 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し
  - ・同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置
  - ・宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置
  - ・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

## 〔法人課税〕

- 賃上げ・生産性向上のための税制
  - ・所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。  
（注） 中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。
  - ・情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。
  - ・租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発

税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

#### ○ 事業再編の環境整備

- ・産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた事業者が行った特別事業再編(自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得)による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

#### ○ 地方拠点強化税制の見直し

- ・地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しを行う。

#### 〔消費課税〕

##### ○ 国際観光旅客税(仮称)の創設

- ・平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律(1,000円)の負担を求める国際観光旅客税(仮称)を創設する。

##### ○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ・一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。

(注) 現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要。

- ・現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、免税販売手続を電子化する。

##### ○ たばこ税の見直し

- ・国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。
- ・加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

##### ○ 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

- ・小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。

##### ○ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- ・輸入に係る消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超

の場合、脱税額の10倍に引き上げる。

#### 〔国際課税〕

##### ○ 恒久的施設関連規定の見直し

- ・日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直す。

#### 〔納税環境整備〕

##### ○ 税務手続の電子化等の推進

- ・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。
- ・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出を可能とする。
- ・複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムを導入する。

#### 〔関税〕

##### ○ 暫定税率の適用期限の延長等

- ・平成29年度末に適用期限の到来する暫定税率(392品目)の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

##### ○ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- ・無許可輸入罪等について、罰金額を500万円以下から1,000万円以下(貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで)にする等の引上げを行う。

#### 〔備考〕

##### ○ 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

- ・次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)(平成36年度から年額1,000円を課税)及び森林環境譲与税(仮称)(平成31年度から譲与)を創設する。

# 平成30年度地方税制改正(案)について

## 1 森林環境税(仮称)等の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

**森林環境税(仮称)の創設 平成36年度から課税]**  
納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円(年額)

賦課徴収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

国への払込み：都道府県を経由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

その他：個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

**森林環境譲与税(仮称)の創設[平成31年度から譲与]**

譲与総額：森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

**制度創設時の経過措置**

○ 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより

対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

○ 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

## 2 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しを行う。

○ 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、以下のとおり、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外。

- ・ 商業統計の「百貨店」、「家電大型専門店」、「衣料品専門店」、「衣料品中心店」、「自動販売機による販売」及び「医療用医薬品小売」
- ・ 経済センサス活動調査の「建物売買業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」、「医療・福祉」及び「火葬・墓地管理業」

○ 上記に伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。

## 3 固定資産税等

### 土地税制

○ 固定資産税等(土地)の負担調整措置

- ・ 現行の仕組みを3年延長。
- ・ 税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

○ 不動産取得税の特例税率等

- ・ 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- ・ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

**生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援**

○ 生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための

臨時措置法（仮称）の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設。

※ 平成28年度に創設した現行の特例措置は、上記措置の創設に伴い期限到来をもって廃止。

- 固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

#### 4 個人所得課税の見直し（平成33年度分個人住民税～）

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除 ▲10万円  
基礎控除

+ 10万円（控除額：33万円→43万円）

給与所得控除の見直し

- 給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引下げ。
  - ・ 控除の上限額：220万円→195万円（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）
- 子育てや介護を行っている者（※）には負担増が生じないように措置。
 

（※）22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

公的年金等控除の見直し

- 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定。
  - ・ 控除の上限額：195.5万円（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）
- 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引下げ。
  - ・ 他の所得が1,000万円超：▲10万円、2,000万円超：▲20万円

基礎控除の見直し

- 合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

- ・ 合計所得金額2,400万円超2,450万円以下（給与収入2,595万円超2,645万円以下）

控除額：29万円

- ・ 合計所得金額2,450万円超2,500万円以下（給与収入2,645万円超2,695万円以下）

控除額：15万円

- ・ 合計所得金額2,500万円超（給与収入2,695万円超）

適用なし

#### 5 地方のたばこ税

たばこ税の見直し

たばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引上げ（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）。

（税率：1,000本当たり）

	現行	改正案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
道府県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
（参考）国のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円

- 加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

（「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行。）

#### 6 地方税の電子化

共通電子納税システム（共同収納）の導入

- 複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入。

※ 地方法人二税、個人住民税（特別徴収分）等について、平成31年10月から導入。

eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置

- eLTAXの運営主体について、①組織運営のガバナンスの確立、②国の監督権限、③秘密保持義務を制度上措置するため、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として地方税法に位置付け。

大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化（平成32年度～）

- 国税と同様に、資本金1億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消

---

費税の電子申告を義務付け。

## 7 主な税負担軽減措置等

### 固定資産税等の特例措置

- 首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税)
- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設。(固定資産税・都市計画税)
- 津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設等を追加した上、3年延長。(固定資産税)
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長。(固定資産税)

### ガス中小事業者に係る法人事業税の収入金額課税方式の見直し

- ガス中小事業者(規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者)が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直し。

## 8 検討事項等

### 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- 地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。
- こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

### 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化

- 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXにより特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差違が生じないように配慮しつつ検討する。

# 平成30年度税制改正の大綱

## 一 個人所得課税

### 1 個人所得課税の見直し

#### (1) 給与所得控除等

##### (国税・地方税)

- ① 給与所得控除について、次の見直しを行う。
  - イ 控除額を一律10万円引き下げる。
  - ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。
- ② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40% - 10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30% + 8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20% + 44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

- ③ 特定支出控除について、次の見直しを行う。
  - イ 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
  - ロ 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。
- ④ 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

#### (2) 公的年金等控除

##### (国税・地方税)

- ① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。
  - イ 控除額を一律10万円引き下げる。
  - ロ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。
  - ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係

る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる。

- ② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなる。

イ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額（その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額）

(イ) 定額控除 40万円

(ロ) 定率控除

(50万円控除後の公的年金等の収入金額)

360万円以下の部分 25%

360万円を超え720万円以下の部分 15%

720万円を超え950万円以下の部分 5%

(ハ) 最低保障額

65歳未満 60万円

65歳以上 110万円

ロ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額（その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額）

(イ) 定額控除 30万円

(ロ) 定率控除

(50万円控除後の公的年金等の収入金額)

360万円以下の部分 25%

360万円を超え720万円以下の部分 15%

720万円を超え950万円以下の部分 5%

(ハ) 最低保障額

65歳未満 50万円

65歳以上 100万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合 次のイの定額控除の額及び次のロの定率控除の額の合計額（その合計額が次のハの

最低保障額に満たない場合には、次のハの最低保障額)

- (イ) 定額控除 20万円
- (ロ) 定率控除  
(50万円控除後の公的年金等の収入金額)  
360万円以下の部分 25%  
360万円を超え720万円以下の部分 15%  
720万円を超え950万円以下の部分 5%
- (ハ) 最低保障額  
65歳未満 40万円  
65歳以上 90万円

### (3) 基礎控除

#### (国税)

- ① 基礎控除について、次の見直しを行う。
  - イ 控除額を一律10万円引き上げる。
  - ロ 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
  - イ 合計所得金額が2,400万円以下である個人 48万円
  - ロ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円
  - ハ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。

#### (地方税)

- ① 基礎控除について、次の見直しを行う。
  - イ 控除額を一律10万円引き上げる。
  - ロ 前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者についてはその前年の合計所得金額に応じて控除額が逓減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はできないこととする。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
  - イ 前年の合計所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者 43万円
  - ロ 前年の合計所得金額が2,400万円を超え

2,450万円以下である所得割の納税義務者  
29万円

- ハ 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である所得割の納税義務者  
15万円

③ 上記①の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第37条及び第314条の6に規定する調整控除を適用しないこととする等の所要の措置を講ずる。

#### (4) 所得金額調整控除

##### (国税・地方税)

- ① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。
- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。
- ③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できることとする。
- ④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。

#### (5) 青色申告特別控除

##### (国税・地方税)

① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(現行:65万円)に引き下げる。

② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

(6) 上記(1)から(5)までの見直しに伴う所要の措置  
**(国税)**

① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下(現行:38万円以下)に引き上げる。

② 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下(現行:85万円以下)に引き上げる。

③ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(現行:38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。

④ 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下(現行:65万円以下)に引き上げる。

⑤ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円(現行:65万円)に引き下げる。

⑥ 非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65歳未満の者については5万円(現行:6万円)に、65歳以上の者については9万5千円(現行:10万円)に、それぞれ引き下げる。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

#### **(地方税) = 略**

(注1) 上記1の改正は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

(注2) 平成32年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録に

よる備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年12月31日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の65万円の青色申告特別控除の適用における上記(5)②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。

## **2 金融・証券税制**

### **(国税・地方税)**

#### **[延長・拡充等]**

(1) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について、次の措置を講ずる。

① 支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該支払の取扱者が源泉徴収する当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除する。

イ 集団投資信託の収益の分配 その集団投資信託の信託財産について納付した外国所得税の額のうち当該収益の分配に対応する部分の額

ロ 特定目的会社の利益の配当 その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうち当該利益の配当に対応する部分の額

ハ 投資法人の投資口の配当等 その投資法人が納付した外国法人税の額のうち当該配当等に対応する部分の額

ニ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当 その特定目的信託の信託財産について納付した外国法人税の額のうち当該剰余金の配当に対応する部分の額

② 上記①により控除する外国所得税及び外国法人税(以下「外国所得税等」という。)の額は、当該上場株式等の配当等に係る所得税の額に集団投資信託、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とするとともに、当該上場株式等の配当等の金額に加算する。

③ 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額は、上記①による外国所得税等の額の控除後の金額とする。

④ 上記①により控除された外国所得税等の額に相当する金額は、その上場株式等の配当等の交付を受ける者のその年分の所得税の額から控除できることとする(法人税についても同様とする。)



- ⑤ 上記①の支払の取扱者は、上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、上記①により控除する外国所得税等の額に相当する金額を通知しなければならないこととする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。
- （注）上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用する。
- (2) 信託財産に係る利子等の課税の特例等について、次の措置を講ずる。
- ① 集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する外国所得税の額は、当該収益の分配に係る所得税の額に当該集団投資信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とする。
- ② 受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の信託財産について納付した所得税（外国所得税を含む。）の額は、信託財産を当該証券投資信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募以外の方法により行われたものの収益の分配に係る所得税の額から控除できることとする。
- ③ 集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除された当該集団投資信託の信託財産について納付された外国所得税の額のうち、その支払を受ける者の収益の分配に対応する部分の額に相当する金額は、その者のその年分の所得税の額から控除できることとする（法人税についても同様とする。）。
- ④ 上記③の支払を受ける者がその支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収税額は、上記③により控除できる外国所得税の額に相当する金額の控除後の金額とする。
- ⑤ 集団投資信託を引き受けた法人は、当該集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対し、上記③により控除できる外国所得税の額に相当する金額を通知しなければならないこととする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。
- （注）上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払われる収益の分配について適用する。
- (3) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。
- ① 非課税口座の開設手続について、次の見直

しを行う。

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の開設をしようとする居住者等は、当該営業所の長に対し、非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとする。当該届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所に非課税口座を開設するとともに、当該届出書に記載された事項（以下「届出事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法により、速やかに当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

ロ 上記イの届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出書の提出をした者につき、その提供を受けた時前における届出事項及び非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項（以下「申請事項」という。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を、当該届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

- (イ) 当該届出事項の提供を受けた時前に届出事項及び申請事項の提供がない場合  
当該金融商品取引業者等の営業所における非課税口座の開設が適当である旨
- (ロ) 当該届出事項の提供を受けた時前に届出事項又は申請事項の提供がある場合  
当該金融商品取引業者等の営業所における非課税口座の開設が当初よりできなかった旨

- ② 非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了の日（非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日をいう。以下同じ。）に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管されるときを除き、当該特定口座に移管されることとする。この場合において、非課税期間終了の日非課税口座内上場株式等を特定口座以外の他の保管口座に移管しようとするときは、

当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税口座内上場株式等を当該他の保管口座に移管することを依頼する旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供で、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行うものを含む。）をしなければならないこととする。

- ③ 非課税口座廃止届出書を提出する居住者等が当該届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていない場合には、当該営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から個人番号を除外する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

（注1）上記①の改正は、平成31年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用する。

（注2）上記②の改正については、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）における未成年者口座内上場株式等の移管（課税未成年者口座を構成する特定口座への移管を含む。）についても同様とする。

(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置を講ずる。

- ① 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付株式である上場株式等で、その譲渡制限が解除された時に、当該上場株式等が管理されている口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるものを加える。
- ② 特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人は、分割型分割等を行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等に対し、当該上場株式等の取得価額及び当該特定口座を開設する者が当該分割型分割等により取得した上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととする。

(5) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

- ① 地域再生法等の改正を前提に、適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業

を行う株式会社（平成30年3月31日までに同法の確認を受けたものに限る。）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に発行されるものに見直すととともに、所要の経過措置を講ずる。

- ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。
- ③ 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。

(6) 個人がその氏名又は住所の変更をした場合の手続について、次の措置を講ずる。

- ① その都度次に掲げる告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）を要しないこととされる特例の適用を受ける者が氏名又は住所の変更に係る告知又は書類の提出をする場合には、その者の個人番号の告知又は当該書類への記載を要しないこととする。

イ 利子、配当等の受領者の告知

ロ 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出

ハ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知

ニ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知

ホ 先物取引の差金等決済をする者の告知

ヘ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知

- ② 次に掲げる氏名又は住所の変更に係る申告書又は届出書（以下「申告書等」という。）を提出する場合には、当該申告書等を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、次のイ又はホに掲げる申告書の提出を受けた者は、これらの申告書に、その提出した者の個人番号を付記するものとする。

イ （特別）非課税貯蓄に関する異動申告書

ロ （特別）非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書

ハ 上記①イからへまでに掲げる告知等をする者が告知等をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書

ニ 交付金銭等又は償還金等の受領者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の

## 変更届出書

- ホ 特定寄附信託異動申告書
- ヘ 特定口座異動届出書
- ト 非課税口座異動届出書
- チ 未成年者口座異動届出書

③ 上記①の告知若しくは書類の提出又は上記②の申告書等の提出の際に必要な本人確認書類の提示について、当該告知若しくは書類の提出又は申告書等の提出をする者の個人番号を証する書類の提示に代えて、その変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類の提示ができることとする。

④ 氏名又は住所の変更に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書の提出を受けた者は、当該申告書にその提出した者の個人番号を付記するものとする。

⑤ 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、権利者等が対象株式等の管理等を行う金融商品取引業者等に対し、当該権利者等の氏名又は住所の変更に係る届出を行う場合には、当該権利者等の個人番号の届出を要しないこととする。

（注）上記の措置は、告知をする者が当該告知を受け者に個人番号の告知をしていない場合等には、適用しない。

(7) 預金保険機構から委託を受けた金融機関等が支払う休眠預金等代替金の利子に相当する部分について、当該金融機関等を当該利子に相当する部分に係る道府県民税利子割の特別徴収義務者とするため所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成31年1月1日以後に支払われる休眠預金等代替金の利子に相当する部分について適用する。

## 3 土地・住宅税制

### 〔国税〕

#### 〔延長・拡充等〕

(1)～(4)＝略

(5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

(6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

#### 〔廃止・縮減等〕

(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの（以下「非耐火既存住宅」という。）である場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすこと（以下「経過年数等要件」という。）を加えた上、その適用期限を2年延長する。

なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限までに改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときには、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとす。

（注）上記の改正は、平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合について適用する。

(2)＝略

〔地方税〕＝略

## 4 租税特別措置等

### 〔国税〕

#### 〔新設〕

国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、当該権利の消滅時効を援用せずに支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととする。これに伴い、公的年金等に係る確定申告不要制度における全ての公的年金等が源泉徴収されていることとの要件について、所要の整備を行う。

（注）上記の改正は、平成30年4月1日以後に支払われる年金について適用する。

#### 〔延長・拡充〕

(1) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。

① 申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。

イ 承認に係る特例の対象範囲に次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。

(イ) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専

門学校機構又は国立研究開発法人（法人税法別表第一に掲げる法人に限る。）に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの

(ロ) 国立研究開発法人（法人税法別表第二に掲げる法人に限る。）、公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等でこれらの法人の理事、監事、評議員その他これらに準ずるもの（その親族等を含む。）以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う研究開発の実施等の業務等に充てるための基金に組み入れられるもの

ロ 承認に係る特例の対象資産から株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等（以下「株式等」という。）を除外する措置を廃止する。ただし、贈与等に係る財産が株式等である場合には、上記イ(イ)の贈与等の場合を除き、上記の「1月」の期間を「3月」とする。

② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、当該財産が上記①イの基金に組み入れる方法により管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができることとする。

③ 地方独立行政法人法の改正に伴い、申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務を行う地方独立行政法人に対する財産の贈与等に係る非課税承認の要件について、他の業務を行う地方独立行政法人と同様の措置を講ずる。

④ 地方独立行政法人法施行令の改正等を前掲に、介護医療院の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人に対する財産の贈与等に係る非課税承認の要件について、他の業務を行う地方独立行政法人と同様の措置を講ずる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(2)～(3)＝略

〔廃止〕＝略

(地方税)＝略

## 5 その他

### (国税)

(1) 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続について、次の措置を講ずる。

① 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

〔注〕 上記の改正は、平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

② 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除申告書を提出したものとみなす。

〔注〕 上記の改正は、税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。

③ 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするもの（居住年が平成31年以後である者に限る。）は、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ローン控除証明書」という。）又

は住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(以下「年末残高証明書」という。)の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書を提出したものとみなす。

(注) 上記の改正は、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。

- ④ 上記②及び③の改正に伴い、年末残高証明書に記載すべき事項の電磁的方法による交付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書について適用する。

- ⑤ 住宅ローン控除の適用を受ける際に住宅ローン控除申告書等に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の範囲に、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者から電磁的方法により提供を受けた当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

(注) 上記の改正は、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書等について適用する。

- (2) 支払調書等の電子情報処理組織(e-Tax)又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書の枚数を100枚以上(現行:1,000枚以上)に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成33年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。

(3)~(9)=略

(地方税)

<個人住民税>=略

<国民健康保険税>

- (14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度

額を58万円(現行:54万円)に引き上げる。

- (15) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円(現行:27万円)に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円(現行:49万円)に引き上げる。

- (16) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

(備考) 森林吸収源対策に係る地方財源の確保  
次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

- (1) 森林環境税(仮称)の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税(仮称)の税率は、年額1,000円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税(仮称)の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税(仮称)として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税(仮称)は、平成36年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

- (2) 森林環境譲与税(仮称)の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税(仮称)

森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

## ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

## ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

### ② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与する。

### (3) 創設時の経過措置

① 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期間	借入金の額及び譲与額
平成31年度から平成33年度まで	200億円
平成34年度及び平成35年度	300億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

② 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期間	償還額
平成37年度から平成40年度まで	200億円
平成41年度から平成44年度まで	100億円

(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

③ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

## 二 資産課税

### 1 事業承継税制の特例の創設等

(1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度を次のとおり創設する。

① 特例後継者（仮称）が、特例認定承継会社（仮称）の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下1において「贈与等」という。）により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

(注1) 上記の「特例後継者」とは、特例認定承継会社の特例承継計画（仮称）に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。）であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（当該特例承継計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者（当該総議決権数の10%以上を有する者に限る。）をいう。

(注2) 上記の「特例認定承継会社」とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

(注3) 上記の「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社

社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

- ② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式会社についても、特例承継期間(仮称)(5年)内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。
- ③ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類(認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。)を都道府県に提出しなければならない。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、当該書類にその内容を記載しなければならない。

- ④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、次のとおり納税猶予税額を免除する。

イ 特例認定承継会社に係る非上場株式の譲渡若しくは合併の対価の額(当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下限とする。)又は解散の時における特例認定承継会社の非上場株式の相続税評価額を基に再計算した贈与税額等と譲渡等の前5年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額(以下「直前配当等の額」という。)との合計額(合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限とする。)を納付することとし、当該再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額を免除する。

ロ 特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をする場合又は特例認定承継会社が合併により消滅する場合(当該譲渡又は合併の対価の額が当該譲渡又は合併の時の相続税評価

額の50%に相当する額を下回る場合にに限る。)において、下記ハの適用を受けようとするときには、上記イの再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額については、担保の提供を条件に、上記イにかかわらず、その納税を猶予する。

- ハ 上記ロの場合において、上記ロの譲渡又は合併後2年を経過する日において、譲渡後の特例認定承継会社又は吸収合併存続会社等の事業が継続しており、かつ、これらの会社において特例認定承継会社の譲渡又は合併時の従業員の半数以上の者が雇用されているときには、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額(合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除く。)を納付することとし、当該再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が上記ロにより納税が猶予されている額を下回る場合には、その差額を免除する。

(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」とは、次のいずれか(特例認定承継会社が解散をした場合にあつては、ホを除く。)に該当する場合をいう。

イ 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社が赤字である場合

ロ 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社の売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合

ハ 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の6月分に相当する額以上である場合

ニ 特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価(直前の事業年度終了の日以前1年間の平均)が、その前年1年間の平均より下落している場合

ホ 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき

ただし、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡等が直前の事業年度終了の日から6月以内に行われたときは上記イからハまでについて、当該譲渡等が同日後1年以内に行われたときは上記ニについて、それぞれ「直前の事業年度終了の日」を「直前の事業

年度終了の日の1年前の日」とした場合にそれぞれに該当するときについても、「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」に該当するものとする。

- ⑤ 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。
  - ⑥ その他の要件等は、現行の事業承継税制と同様とする。
- (2) 現行の事業承継税制についても、上記(1)②と同様に、複数の贈与者からの贈与等を対象とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

④ 上記の改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

## 2 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

- (1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下「一般社団法人等」という。）に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件（役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等）のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。

④ 上記の改正は、平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

- (2)=略

## 3 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- (1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置
- ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
  - ② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

- (2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置  
固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

## 4 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設

- (1) 相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けないで死亡し、その者の相続人等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。
- (2) 個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までの間に、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、当該移転登記の時に受ける当該土地の価額が10万円以下であるときは、当該移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。

## 5 租税特別措置等

（国税）

〔新設〕

〈相続税〉＝略

〈登録免許税〉

- (2)～(3)=略
- (4) 中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法に規定する経営力向上計画（仮称）の認定（同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間にされたものに限る。）を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

- ① 合併による不動産の所有権の移転登記 1,000分の2（本則1,000分の4）
- ② 分割による不動産の所有権の移転登記 1,000分の4（本則1,000分の20）
- ③ その他の原因による不動産の所有権の移転登記 1,000分の16（本則1,000分の20）

〔延長・拡充等〕

〈相続税・贈与税〉・(1)～(2)=略

〈登録免許税〉

- (3) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。



(4) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(5) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象工事に居室の窓の断熱改修工事又はこれと併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるものを加えた上、その適用期限を2年延長する。

(6)～(12) = 略

#### 〈印紙税〉

(13) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。

#### 〔廃止・縮減等〕

#### 〈相続税〉

(1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行う。

① 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。

イ 相続開始前3年以内に、その者の3親内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者

ロ 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

② 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く。)を除外する。

③ 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用する。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、上記②の改正は、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については、適用しない。その他所要の措置を講ずる。

#### 〈登録免許税〉・〈印紙税〉 = 略

#### 〈地方税〉

#### 〔新設〕

#### 〈固定資産税・都市計画税〉

(1) = 略

(2) バリアフリー改修を行った既存家屋(住宅を除く。以下同じ。)に係る固定資産税及び都市計画税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合において、その旨等を市町村に申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1に相当する金額(当該3分の1に相当する金額が当該改修工事に係る工事費の60分の1に相当する金額を超える場合は当該60分の1に相当する金額)を減額する。

② 減額を受けようとする対象家屋の所有者は、上記建築物移動等円滑化誘導基準に適合した工事であること等につき、地方公共団体の長が発行した証明書等を添付して、改修後3月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

(3) 革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画(仮称)に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

(注1) 上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(注2) 上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。

- ① 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- ② 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
  - イ 機械・装置 10年以内
  - ロ 測定工具及び検査工具 5年以内
  - ハ 器具・備品 6年以内
  - ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 14年以内
- ③ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの
  - イ 機械・装置 160万円
  - ロ 測定工具及び検査工具 30万円
  - ハ 器具・備品 30万円
  - ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円

(注3) 上記の関係規定の削除は、平成31年4月1日から施行する。

(4)=略

〈不動産取得税〉=略

〔延長・拡充等〕〔廃止・縮減等〕=略

## 6 その他

(国税)

(1) 相続開始又は贈与の時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者（当該期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、当該相続開始又は贈与の時において国内に住所を有していないものに限る。）から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。

ただし、当該贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以後2年を経過する

日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときにおける当該国外財産に係る贈与税については、この限りでない。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

(2) 相続税の申告書の添付書類として提出できる書類の範囲に、戸籍謄本を複写したもの等の被相続人の全ての相続人、当該相続人の法定相続分及び当該相続人が被相続人の実子又は養子のいずれに該当するかの別を明らかにする書類を加える。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日以後に提出する申告書について適用する。

(3) 個人がその氏名又は住所を変更する場合に提出する次に掲げる申告書について、これらの申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、これらの申告書の提出を受けた者は、これらの申告書にその提出した者の個人番号を付記するものとする。

- ① 障害者非課税信託に関する異動申告書
- ② 教育資金管理契約に関する異動申告書
- ③ 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

(注) 上記の措置は、上記の申告書を提出する者がこれらの申告書の提出を受けた者に個人番号を記載した申告書を提出していない場合には、適用しない。

(4) 調書の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数を100枚以上（現行：1,000枚以上）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成33年1月1日以後に提出すべき調書について適用する。

(5)~(11)=略

(地方税)=略

## 三 法人課税

### 1 賃上げ・生産性向上のための税制

(国税)

(1) 所得拡大促進税制の改組

(注) 中小企業における所得拡大促進税制については後掲。

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの

間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること。

(注1) 設立事業年度は対象外とする。

(注2) 上記の「給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、現行と同様の調整を行う。

(注3) 上記の「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいい、上記の「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。

イ その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用

ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費

ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

(注4) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとするほか、所要の措置を講ずる。

なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記①の要件は満たさないものとする。

(注5) 上記の「国内設備投資額」とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいい、上記の「減価償却費の総額」とは、

その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいう。

(2) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ産業活用計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ産業活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（上記(1)①の要件を満たさない場合には、3%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%（上記(1)①の要件を満たさない場合には、15%）を上限とする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 上記の「一定の場合」とは、その新設又は増設をしたソフトウェアの取得価額の合計額（そのソフトウェアとともに取得又は製作をした機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む。）が5,000万円以上の場合をいう。

(注2) 上記の「情報連携利活用設備」とは、上記(注1)のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。

(注3) 上記の「データ連携・利活用」とは、革新的データ産業活用計画に基づく革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法の革新的データ産業活用（仮称）のうち次の要件を満たすものをいう。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。

ロ 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通

じて連携し、利活用すること。

② 次の全てが行われること。

イ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理

ロ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析

ハ 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示

③ 上記②イからハまでを行うシステムのセキュリティの確保等につきセキュリティの専門家が確認をするものであることその他の要件を満たすこと。

(3) 租税特別措置の適用要件の見直し

大企業が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

ただし、その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあっては、対象外とする(所得税についても同様とする。)

① 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

② 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること。

(注1) 上記の「大企業」とは、中小企業者(適用除外事業者)に該当するものを除く。又は農業協同組合等以外の法人をいう。

(注2) 一定の税額控除は、次の制度の税額控除とする。

イ 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)

ハ 情報連携投資等の促進に係る税制(上記(2))

(注3) 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とするほか、必要な調整を行う。なお、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整を行わない。

(注4) 一定の事業年度からは、設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除く。

(注5) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は上記(1)(注4)と同様とし、その計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には上記①の要件は満たすものとする。

(注6) 国内設備投資額及び減価償却費の総額は、上

記(1)(注5)と同様とする。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の改組

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとする。この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とする。)

① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。

ロ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

(注1) 上記の「中小企業者等」とは、中小企業者又は農業協同組合等をいう。

なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。

(注2) 上記(1)の制度との選択適用とする。

(注3) 上記(1)の(注1)から(注4)までは、上記においても同様とする。

(地方税)

(1) 所得拡大促進税制の改組

① 付加価値割の所得拡大促進税制を改組し、法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

イ 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

ロ 国内設備投資額が減価償却費の総額の

90%以上であること。

- ② 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときに適用できるとされる法人税の税額控除を、中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(2) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、同法の革新的データ産業活用計画（仮称）の認定を受けた法人が、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ産業活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときに選択適用できるとされる法人税の特別償却を法人住民税及び法人事業税に、税額控除を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

## 2 競争力強化のための税制措置

### (国税)

(1) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、法人が、同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編（仮称）により、その有する株式（出資を含む。）を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする。）。

(2) 組織再編税制について、次の見直しを行う。

- ① 完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定することとする。
- ② 当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成

の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととする。

- ③ いわゆる無対価組織再編成について、適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法を明確化する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

## 3 地方創生の実現

### (国税)

#### 地方拠点強化税制の見直し

- (1) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (2) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち同意雇用開発促進地域に係る措置の廃止に伴い、同制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組するとともに、次の見直しを行い、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 「増加雇用者数が5人以上（中小企業者等については、2人以上）であること」との要件を、「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」とする。
- ② 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件における比較給与等支給額について、その計算の基礎となる増加雇用者数に応じた給与等支給額に乗ずる割合を20%（現行：30%）に引き下げる。
- ③ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における地方事業所税額控除限度額を次の金額の合計額とする。

イ 30万円（雇用者の増加割合が8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、60万円）に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

ロ 20万円（雇用者の増加割合が8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、50万円）に、新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数

を超える部分を除く。)から無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数を乗じて計算した金額

(注) 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とする。

- ④ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額について、改正後の地域再生法の準地方活力向上地域(仮称)の特定業務施設に係る金額を20万円(原則:30万円)にその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。

(注1) 地方事業所基準雇用者数に係る措置については、上記(1)の制度との選択適用とする。

(注2) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置については、上記(1)の制度の適用を受ける事業年度において地方事業所基準雇用者数に係る措置の要件を満たす場合には、適用できることとする。

(注3) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

- (3) 地域再生法等の改正及び運用の適正化を前提に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき、次の見直しを行う(所得税についても同様とする。)

① 準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部を、移転型事業の対象地域とする。

② 「特定業務施設の従業員数及び増加従業員数が10人以上(中小企業者については、5人以上)であること」との計画の認定要件について、5人以上(中小企業者については、2人以上)に引き下げる。

③ 移転型事業に係る「計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域からの転勤者であること」との計画の認定要件(現行要件)に、「特定業務施設が整備され事業を開始した年度における特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の4分の1以上の数が特定集中地域からの転勤者であること」との要件を加えた上、現行要件との選択とする。

- ④ 工場内にある一定の研究施設等が特定業務施設に該当すること及び移転型事業の対象地域の範囲について明確化する。

(地方税) = 略

4 税務手続の電子化等の推進 = 略

5 その他の租税特別措置

(国税)

[新設]・[拡充等] = 略

[延長]

(1)~(4) = 略

- (5) 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

(6)~(7) = 略

- (8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

[廃止・縮減等] = 略

(地方税) = 略

6 その他

(国税)

- (1) 法人税における収益の認識等について、次の措置を講ずる。

- ① 資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」という。)に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることを法令上明確化する。この場合において、引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とする。

(注) 資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとする。

- ② 資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する。

- ③ 資産の販売等に係る収益の額につき一般に

公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記②の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記②にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する。

- ④ 返品調整引当金制度は、廃止する。なお、平成30年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人について、平成33年3月31日までに開始する各事業年度については現行どおりの損金算入限度額による引当てを認めるとともに、平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する各事業年度については現行法による損金算入限度額に対して1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てを認める等の経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。
- ⑤ 長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は、廃止する。なお、平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人について、平成35年3月31日までに開始する各事業年度について現行の延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができることとともに、平成30年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

⑦ ファイナンス・リース取引並びに関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定の対価については、現行どおりとする。

- ⑥ その他所要の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

(2)~(6)=略

(地方税)=略

## 四 消費課税

### 1 観光立国・地方創生の実現

#### (1) 国際観光旅客税（仮称）の創設

##### ① 納税義務者

国際観光旅客等（出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者等をいい、船舶又は航

空機の乗員等を除く。以下同じ。）は、国際観光旅客税（仮称）を納める義務がある。

##### ② 課税の対象

国際船舶等（本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機（公用船及び公用機を除く。）をいう。以下同じ。）による本邦からの出国には、国際観光旅客税（仮称）を課する。

##### ③ 非課税

次に掲げる国際観光旅客等の出国には、国際観光旅客税（仮称）を課さない。

- イ 航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客
- ロ 天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乘船等していた者
- ハ 2歳未満の者

⑧ 本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、関係法令の改正により、国際観光旅客税（仮称）を課さないこととする。

##### ④ 納税地

国際観光旅客税（仮称）の納税地は、国内運送事業者（国内に住所等を有する国際運送事業（国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）の特別徴収による場合は、原則としてその住所等の所在地とし、国外運送事業者（国内運送事業者以外の国際運送事業を営む者をいう。以下同じ。）の特別徴収及び国際観光旅客等の納付による場合は、原則として出国する港の所在地とする。

##### ⑤ 税率

国際観光旅客税（仮称）の税率は、出国1回につき1,000円とする。

##### ⑥ 納付等

イ 国際運送事業を営む者による特別徴収等  
国際運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乘船等する時までに国際観光旅客税（仮称）を当該国際観光旅客等から徴収し、翌々月末日までに国に納付するとともに、納付すべき税額に係る計算書を、国内運送事業者にあつては納税地を所轄する税務署長に、国外運送事業者にあつては納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。国際運送事業を営む者が納付すべき国際観光旅客税（仮称）を納付しなかったときは、税務署長又は税関長はそ

の国際観光旅客税（仮称）を当該国際運送事業を営む者から徴収する。

ロ 国際観光旅客等による納付

上記イの適用がない場合、国際観光旅客等は国際船舶等に乗船等する時までに国際観光旅客税（仮称）を国に納付しなければならない。国際観光旅客等が納付すべき国際観光旅客税（仮称）を納付しなかったときは、税関長はその国際観光旅客税（仮称）を当該国際観光旅客等から徴収する。

⑦ 国際運送事業の開廃等の届出及び記帳義務

イ 国際運送事業を開始しようとする者は、その旨を納税地を所轄する税務署長又は税関長に届け出なければならない。事業を廃止等する場合も同様とする。

ロ 国際運送事業を営む者は、その国際運送事業に係る国際観光旅客等の出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

⑧ 適用時期

国際観光旅客税（仮称）は、平成31年1月7日以後の出国に適用する。

（注）平成31年1月7日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る出国（運送契約等により運賃の領収とは別に国際観光旅客税（仮称）を徴収することとされている場合等を除く。）には適用しない。

⑨ その他

イ 現に国際運送事業を営んでいる者の国際運送事業の開始の届出に係る措置等の所要の経過措置を講ずる。

ロ 国際観光旅客税（仮称）に係る質問検査等に関する規定を整備するとともに、国際観光旅客税（仮称）を税理士業務の対象外税目とする等、所要の関係法令の整備を行う。

ハ その他所要の措置を講ずる。

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。

① 免税販売手続の電子化

イ 免税販売手続については、輸出物品販売場を営業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録（紙で出力したものを含む。）を当

該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

（注1）手続委託型輸出物品販売場については、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者が上記イの電磁的記録を提供することとする。この場合において、当該承認免税手続事業者は当該電磁的記録（紙で出力したものを含む。）を当該手続委託型輸出物品販売場を営業者に対し提供又は交付するものとする。

（注2）上記の免税販売手続の電子化に伴い、輸出物品販売場を識別するための措置等を講ずる。

ロ 輸出物品販売場を営業者は、外国人旅行者に対して、免税購入した物品を輸出しなければならないこと等を説明しなければならないこととする。

ハ 輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととする。

ニ 免税販売手続の電子化に伴い、免税購入された物品等に関する税関職員による調査に係る質問検査権の規定の整備その他所要の措置を講ずる。

（注1）上記の免税販売手続の電子化に伴い、輸出物品販売場における現行の次の手続等は廃止する。

イ 外国人旅行者がその所持する旅券等に購入記録票の貼付けを受け、当該旅券等との間に割印を受ける手続

ロ 外国人旅行者による輸出物品販売場を営業者に対する購入者誓約書及び旅券等の写しの提出並びに当該事業者による当該購入者誓約書及び旅券等の写しの保存義務

ハ 外国人旅行者による税関長への購入記録票の提出義務

（注2）基地内輸出物品販売場については、上記の免税販売手続の電子化の対象としない。

（注3）上記の改正は、平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

（注4）平成32年4月1日から平成33年9月30日までの間については、現行の免税販売手続を引き続き適用できるとするとともに、所要の経過措置を講ずる。

（注5）上記の改正に伴い、輸出酒類販売場における酒税の免税販売手続について、所要の措置を



講ずる。

② 免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

イ 一般物品について、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定できるとする。

ロ 上記イの対象となる一般物品については、消耗品として免税販売手続を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

## 2 たばこ税の見直し

### (国税・地方税)

#### (1) たばこ税率の引上げ

① 国及び地方のたばこ税の税率を、次のように引き上げる。

		現行	改正案
国のたばこ税	1,000本につき	5,302円	6,802円
地方のたばこ税	1,000本につき	6,122円	7,622円
道府県たばこ税	1,000本につき	860円	1,070円
市町村たばこ税	1,000本につき	5,262円	6,552円
合計	1,000本につき	11,424円	14,424円

(注) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000本につき、14,424円(現行:11,424円)に引き上げる。

② 上記①の改正は、平成30年10月1日から実施するが、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から、税率改正の実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

イ 第一段階 平成30年10月1日

ロ 第二段階 平成32年10月1日

ハ 第三段階 平成33年10月1日

③ 上記②による税率改正の実施時期における具体的な税率は、1,000本につき、次のとおりとする。

	現行	改正案		
		第一段階	第二段階	第三段階
国のたばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
道府県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
合計	11,424円	12,424円	13,424円	14,424円

(注) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税

の税率を、1,000本につき、第一段階で12,424円(現行:11,424円)に、第二段階で13,424円に、第三段階で14,424円に引き上げる。

④ 平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、同年9月30日まで適用する。

(注) 上記の「旧3級品」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

⑤ 手持品課税を実施する。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

#### (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

##### ① 課税区分の新設

たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。

##### ② みなし製造たばこの整備

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの(一定の者が製造したものを除く。)は、製造たばこことみなしてたばこ税法及び地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことする。

##### ③ 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し

加熱式たばこの課税標準は、次のイ及びロによって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。

イ 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。

ロ 加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算する。

(注1) 上記の「小売定価」とは、たばこ事業法第33条の規定により、財務大臣の認可を受けた製造たばこの価格をいう。なお、小売定価のない加熱式たばこについては、一定の方法により算出した金額によることとする。

(注2) 上記の「加熱式たばこの小売価格」は、小売定価から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。

(注3)上記の「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額とする。

- ④ 上記①から③までの改正は、平成30年10月1日から実施するが、上記③の改正は、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

- イ 第一段階 平成30年10月1日
- ロ 第二段階 平成31年10月1日
- ハ 第三段階 平成32年10月1日
- ニ 第四段階 平成33年10月1日
- ホ 第五段階 平成34年10月1日

- ⑤ 上記③の改正に係る上記④の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（⑤において「現行の換算本数」という。）及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（⑤において「新換算本数」という。）のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

	現行の換算方法	改正後の換算方法
現行	現行の換算本数×1.0	
改正案	第一段階	現行の換算本数×0.8 新換算本数×0.2
	第二段階	現行の換算本数×0.6 新換算本数×0.4
	第三段階	現行の換算本数×0.4 新換算本数×0.6
	第四段階	現行の換算本数×0.2 新換算本数×0.8
	第五段階	新換算本数×1.0

- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

### 3 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- (1) 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外する。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。
- (2) 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」（「土地売買業」を除く。）、「不動産賃貸業（貸家業、

貸間業を除く。）」（「土地賃貸業」を除く。）、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）の欄の額を除外する。

- (3) 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウェイトを75%から50%に、人口が占めるウェイトを17.5%から50%に、それぞれ変更する。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

## 4 税務手続の電子化等の推進＝略

## 5 租税特別措置等

(国税)

[延長・拡充等]

- (1) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

① 果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）の軽減割合について、平成32年10月1日以後は、その前年度の課税移出数量が1,000kl以下の場合にあっては90分の26（現行：100分の20）、1,000klを超え1,300kl以下の場合にあっては100分の20（現行：100分の10）とする。

② 清酒等の製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者を適用対象から除外する。

- (2) ビールに係る酒税の税率の特例措置について、ビールの製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者を適用対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。

- (3) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置について、特例税率を1,000本につき12,000円（現行：11,000円）に引き上げた上、その適用期限を1年延長する。

(注) 上記の改正のうち、税率引上げについては、平成30年10月1日から実施する。

- (4) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (5) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長する。
- (6) 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、

次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 車両総重量が12t以下のバス等（専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）をいう。①及び③から⑤までにおいて同じ。）及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除く。①から⑤までにおいて同じ。）のうち、車両安定性制御装置（横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②、③及び⑤において同じ。）、衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。①から③まで及び⑤において同じ。）又は車線逸脱警報装置（車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置をいう。①、④及び⑤において同じ。）のうちいずれか2以上の装置（車両総重量が5t以下のバス等においては衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものについて、平成30年5月1日から平成31年10月31日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあっては平成30年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を75%軽減する。
- ② 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものについて、平成30年5月1日から平成30年10月31日までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減する。
- ③ 車両総重量が12t以下のバス等及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれか一方の装置（車両総重量が5t以下のバス等にあっては衝突被害軽減制動制御装置）を装備したもの（①に該当するものを除く。）について、平成30年5月1日から平成31年10月31日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあっては平成30年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減する。
- ④ バス等及び車両総重量が3.5tを超え22t以下のトラックのうち、車線逸脱警報装置を装

備したもの（①又は②に該当するものを除く。）について、平成30年5月1日から平成31年10月31日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあっては平成30年10月31日、車両総重量が20tを超え22t以下のトラックにあっては平成32年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を25%軽減する。

- ⑤ 車両総重量が12t以下のバス等及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5t以下のバス等にあっては衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものについて、平成31年11月1日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあっては平成30年11月1日）から平成33年4月30日までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減する。

（地方税）＝略

6 その他＝略

## 五 国際課税

### 1 恒久的施設関連規定の見直し

（国税）

恒久的施設（Permanent Establishment）（以下1において「PE」という。）関連規定について、次の見直しを行う。

(1) PEの定義の見直し

- ① PE認定の人為的回避防止措置の導入

イ いわゆる代理人PEについて、その範囲に、国内において非居住者又は外国法人（以下(1)において「非居住者等」という。）のために、その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を除外する。

（注）上記の「密接に関連する者」とは、その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいう。

ロ 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は、PEに含まれないものとする。ただし、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限る。

(注) 上記の取扱いは、事業を行う一定の場所を有する非居住者等と密接に関連する者が当該一定の場所等において事業活動を行う等の場合において、当該一定の場所等がその者のPEを構成する等の一定の要件に該当するとき（当該事業活動が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）は、当該一定の場所については、適用しない。

ハ いわゆる建設PEの期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととする。

## ② 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備

イ 我が国が締結した租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする。外国居住者等所得相互免除法についても同様とする。

ロ いわゆる支店PEについて、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改める。

ハ 建設PEについて、建設PEを構成する場所を、国内にある建設工事を行う場所等に限定する。

ニ 代理人PEについて、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の措置を講ずる。

## (2) その他

① 外国組員に対する課税の特例について、PE帰属所得（投資組合契約に基づいて行う事業に係るPEに帰せられる一定のものに限る。）に対する所得税及び法人税を非課税とする措置に改組する。

② その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成31年分以後の所得税及び平

成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

(地方税) = 略

2 外国子会社合算税制等の見直し = 略

3 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正 = 略

4 その他

(国税)

(1) BEPS防止措置実施条約等の実施に係る国内法の整備

① 非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、適用対象となる株式等の判定時期を、株式等の譲渡の日前365日以内のいずれかの時に見直す。

(注) 上記の改正は、平成31年分以後の所得税及び平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

② 第三国に所在する恒久的施設に帰せられる所得に対して租税条約の特典が制限される場合に国税庁長官から当該特典を受けるための手続の整備を行う等の所要の措置を講ずる。

(2) 租税条約等における提供済情報の外国当局による利用範囲の明確化及び要件・手続の整備  
租税条約等に基づき提供した情報に係る条約相手国による犯則事件等以外の目的での利用について、その範囲を明確化し、財務大臣の同意等を要件として許容することとする。

(3) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の適用期限を3年延長する。

(4) 公的年金等控除の見直しに伴い、非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65歳未満の者については5万円（現行：6万円）に、65歳以上の者については9万5千円（現行：10万円）に、それぞれ引き下げる。（再掲）

(注) 上記の改正は、平成32年分以後の所得税について適用する。

## 六 納税環境整備

1 申告手続の電子化促進のための環境整備

(国税)

(1) 法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設（再掲）

① 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとき

れる事項を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならないこととする。

(注) 上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

- ② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならないこととする。
  - ③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。
- (2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設(再掲)

① 大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

(注) 上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金等の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。

- ② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。
- ③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。

(注1) 上記(1)の改正は、平成32年4月1日以後に開

始する事業年度について、上記(2)の改正は、同日以後に開始する課税期間について、それぞれ適用する。

(注2) 上記(1)③及び(2)③以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告として取り扱うこととする。

ただし、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとする。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方を検討する。

(3) その他電子化促進のための環境整備

① 法人税の次の制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類については、添付することに代えて保存することにより次の制度の適用を認めることとする。(再掲)

イ 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

ロ 取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

ハ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

ニ 取用換地等の場合の所得の5,000万円特別控除

ホ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の2,000万円特別控除

ヘ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の1,500万円特別控除

② 電子情報処理組織による申請等と併せてスキヤナ等により作成して電磁的記録(いわゆる「イメージデータ」)を送信する添付書面等について、一定の解像度及び階調の要件を付した上で、税務署長による当該添付書面等の提示等を求める措置を廃止することとする。

③ 法人(上記(1)①の大法人を除く。)の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとする。

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日から施行する。

④ 連結子法人の個別帰属額等の届出につい

て、次の見直しを行う。(再掲)

イ 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織を使用する方法又は当該個別帰属額等を記録した光ディスク等を提出する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に終了する連結事業年度について適用する。

ロ 更正の場合の個別帰属額等の異動の届出を不要とする。

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日以後の個別帰属額等の異動について適用する。

⑤ 次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする。(再掲)

イ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

ロ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類

ハ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に生じた事実について適用する。

⑥ 法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。(再掲)

⑦ 電子情報処理組織により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

⑧ その他法人税及び地方法人税の申告手続について、別表(明細記載を要する部分に限る。)、財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータ形式の柔軟化、勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化等を図ることと合わせ、電子情報処理組織の送信容量の拡大など運用上の対応を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

## (地方税)

(1) 法人住民税及び法人事業税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設(再掲)

① 大法人の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提供しなければならないこととする。

(注) 上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

(注1) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(注2) 電子申告がなされない場合には不申告として取り扱うこととする。

(備考) 上記①の大法人の上記②の添付書類の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について、国税における措置等を踏まえ、検討する。

(2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。(再掲)

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

(3) その他電子化促進のための環境整備

① 外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が法人税の確定申告書又は中間申告書の提出を電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には、法人事業税の確定申告又は中間申告において、これらの書類の添付があったものとみなすこととする。(再掲)

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日から施行する。

② 法人事業税、地方法人特別税及び鉱産税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。

③ 電子情報処理組織(eLTAX)により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に

限る。)の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(備考) 法人(上記①②の大法人を除く。)の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の添付書類の提出方法の柔軟化について、国税における措置等を踏まえ、検討する。

## 2 年末調整手続の電子化＝略

### (地方税)

個人住民税について、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続の電子化に関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

### 3 共通電子納税システム(共同収納)の導入

一定の地方税について、納税義務者等がeLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)の運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、eLTAXの運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関からeLTAXの運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。

(注1) 対象税目は、平成31年10月1日時点においては、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税(これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。)とし、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置する。

(注2) 上記の改正は、平成31年10月1日から適用する。

## 4 eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置＝略

## 5 その他

### (国税)

(1) 国税のコンビニ納付について、自宅等において納付に必要な情報(いわゆる「QRコード」)を出力することにより行うことができることとする。

(注) 上記の改正は、平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税について適用する。

(2) 国税の予納制度について、対象となる国税を概ね12月(現行：6月)以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充し、併せて、ダイレクト納付によ

り行うことができることとする。

(注) 上記の改正は、平成31年1月4日以後に納付手続を行う国税について適用する。

(3) 電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等について、その範囲に次の処分通知等を加えるほか所要の整備を行う。

① 更正の請求に係る減額更正等の通知

② 住宅ローン控除証明書の交付

③ 適格請求書発行事業者の登録に係る通知

(注) 上記の改正は、平成32年1月1日以後に行う処分通知等について適用する。

(4) 参加差押えをした行政機関等は、参加差押えに係る不動産について、差押えをした行政機関等に換価の催告をしてもなお換価が行われない場合には、差押えをした行政機関等の同意を得ることを要件として、配当順位を変更することなく、換価の執行をする旨の決定(以下「換価執行決定」という。)をすることができることとする。また、先行する差押えが解除された場合において、参加差押えをした行政機関等が、第二順位であるときは原則として換価を続行することができることとし、第三順位以降であるときは換価執行決定を取り消すこととするほか所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成31年1月1日以後の換価執行決定により行う換価について適用する。

(5) 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用がある場合における利子税について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額(その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。)のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとする。

(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来した国税について適用する。

(6) 税理士試験に係る受験手数料について、受験科目が1科目の場合は4,000円(現行：3,500円)に、受験科目が2科目以上の場合は1科目追加ごとに加算する額を1,500円(現行：1,000円)に引き上げることとする。

(7) 各士業の資格等における成年被後見人等の欠格条項の見直しに係る所要の法令改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 税理士の欠格条項について、その範囲から

---

成年被後見人等を除外するほか所要の整備を行う。

- ② 酒類販売管理者の欠格条項の範囲について、成年被後見人等を心身の故障により酒類販売管理者の業務を行うことができない者とする。
- (8) 税理士の登録申請書に添付が必要とされる戸籍抄本について、試験申込時から登録までの間に氏名等の変更がある申請者を除き、提出を要しないこととする。

(地方税) = 略

## **七 関税=略**

---